

第4期羽曳野市障害者計画
第6期羽曳野市障害福祉計画
第2期羽曳野市障害児福祉計画
(素案)

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 本市の障害のある人を取り巻く状況	4
1 人口の動向	4
2 障害のある人の動向	4
3 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況	9
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本原則	11
3 基本目標と施策体系	12
4 施策の体系	13
第4章 施策の展開（第4期障害者計画）	14
基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備	14
基本目標2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実	21
基本目標3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進	30
第5章 障害福祉サービスの展開（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）	40
1 基本的視点	40
2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し	41
3 障害福祉計画における成果目標	43
4 障害児福祉計画における成果目標	51
第6章 障害福祉サービス等の推進	53
1 障害福祉サービス	54
2 障害児支援	65
3 地域生活支援事業	68
第7章 計画の推進体制の確立	74
1 庁内連携・関係機関との連携・協力	74
2 地域連携の強化	74
3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立	74
資料編	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の障害者施策の動向

近年、わが国においては少子高齢化が進展し、障害のある人やその介護者が高齢になるとともに、障害の重度化・重複化という問題が顕在しています。

一方で、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また情報化の進展により障害のある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況のもと、障害のある人の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲の高まりがみられます。

障害者施策については、国では、共生社会の実現が明記された平成23年(2011年)の「障害者基本法」の一部改正に始まり、平成24年(2012年)の「障害者虐待防止法」の施行、平成26年(2014年)の「障害者総合支援法」の完全施行、そして平成28年(2016年)の「障害者差別解消法」の施行に至るまで制度の集中的な改革を推進してきました。その後、「障害者総合支援法」は施行3年後の見直しが行われ、平成28年(2016年)には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正では、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組み等が新たに設けられています(平成30年(2018年)4月施行)。さらに障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(2) 本市の取り組みと計画策定の趣旨

本市では、平成30年(2018年)3月に、「第3期障害者計画(後期計画)、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定しました。この計画に基づき、障害のある人のニーズに対応し、障害のある人が自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実を図るための取組を推進しています。

この計画が令和2年度(2020年度)末をもって終了することから、障害者・児の地域生活の支援や共生社会づくりに向けた目標も含め、本市におけるサービス基盤の一層の充実に向け、その取組方向を定める計画として「第4期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

本計画は、障害のある人及び障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する令和5年度(2023年度)末の数値目標(成果目標)を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

2 計画の位置づけ

「第4期羽曳野市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

同時に本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第6期羽曳野市障害福祉計画」、及び改正児童福祉法第33条の20(平成30年4月施行)に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第2期羽曳野市障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定しました。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画(第4次) (平成30~令和4年度)	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
羽曳野市	第4期 羽曳野市障害者計画 (令和3~8年度)	第6期 羽曳野市障害福祉計画 (令和3~5年度)	第2期 羽曳野市障害児福祉計画 (令和3~5年度)
計画期間	6年間	3年間	3年間

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害者計画」は令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
			第4期羽曳野市障害者計画					
			第6期羽曳野市障害福祉計画 及び 第2期羽曳野市障害児福祉計画		第7期羽曳野市障害福祉計画 及び 第3期羽曳野市障害児福祉計画			

4 計画の策定体制

(1) 計画の審議機関

本計画は、学識経験者、障害者団体・関係団体・機関の代表者、市議会議員代表等で構成する「羽曳野市障害者施策推進審議会」に諮問し、当該審議会の意見を踏まえて策定します。

(2) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたり、障害のある方、関係団体、事業者を対象にアンケートを実施し、その意見を計画に反映します。

(3) パブリックコメントの実施

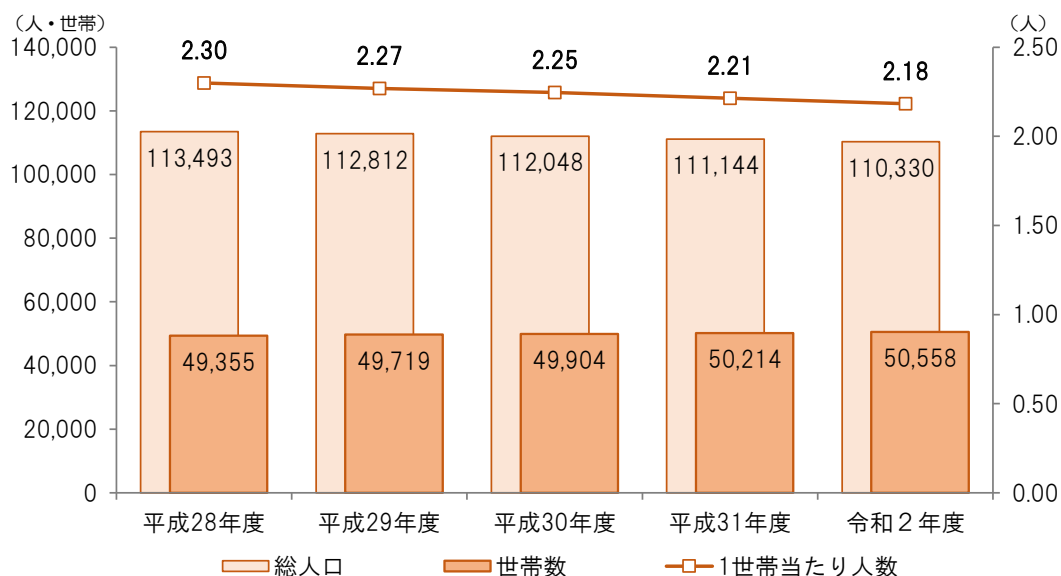
計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映します。（今後予定）

第2章 本市の障害のある人を取り巻く状況

1 人口の動向

総人口の推移をみると、令和2年度（2020年度）は110,330人となっており、平成28年度（2016年度）以降、減少傾向が続いています。

世帯数の推移をみると、令和2年度（2020年度）は50,558世帯となっており、平成28年度（2016年度）以降、微増傾向にある一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 障害のある人の動向

(1) 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度（2016年度）以降、年々減少しています。

一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度（2016年度）以降、増加傾向となっています。

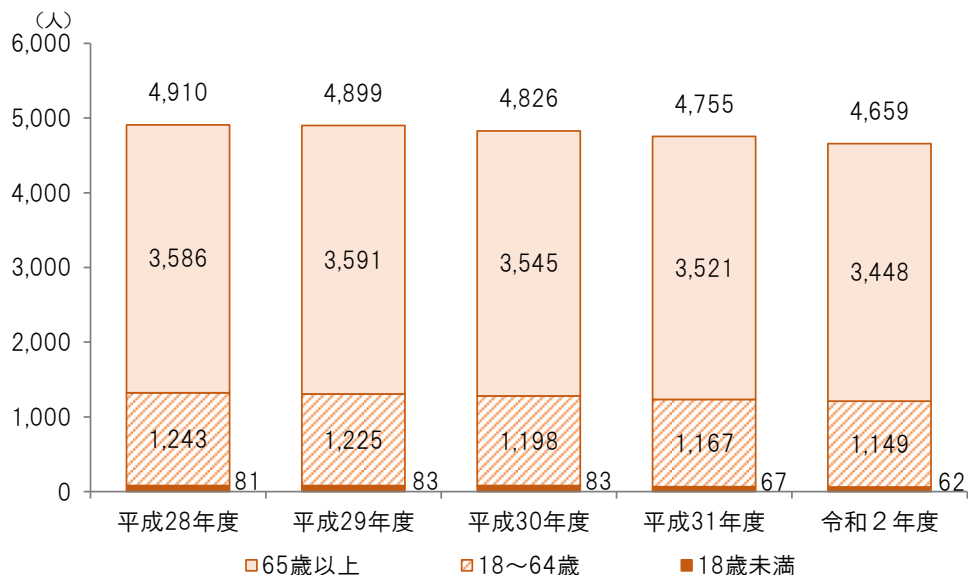
	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
身体障害者手帳	4,910	4,899	4,826	4,755	4,659
療育手帳	939	983	1,028	1,065	1,113
精神障害者保健福祉手帳	816	878	920	982	1,055
合計	6,665	6,760	6,774	6,802	6,827

資料：各年10月1日現在

(2) 身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）

① 年齢別身体障害者手帳所持者

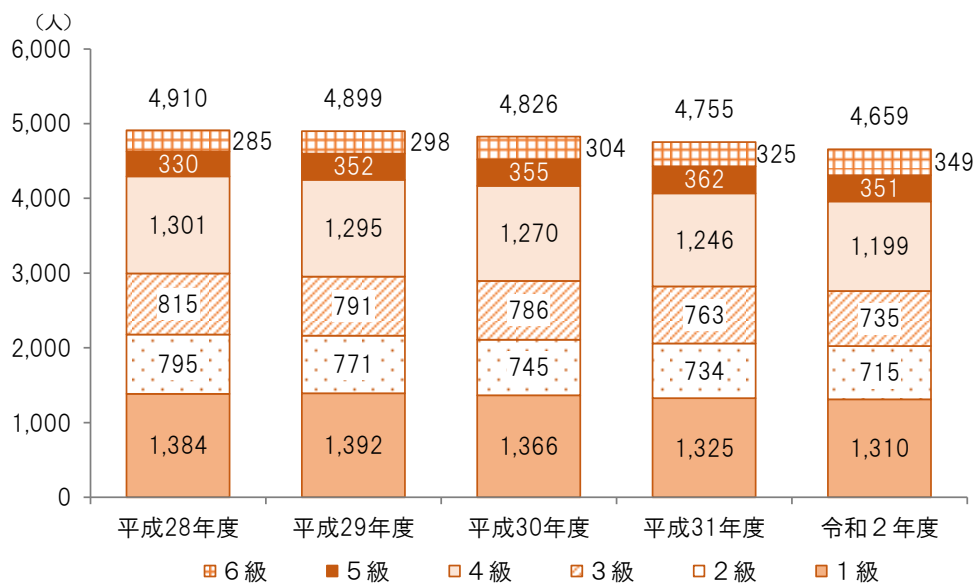
令和2年度（2020年度）の年齢別身体障害者手帳所持者は、0～17歳が62人、18～64歳が1,149人、65歳以上が3,448人と、大半が65歳以上となっています。



資料：各年10月1日現在

② 等級別身体障害者手帳所持者

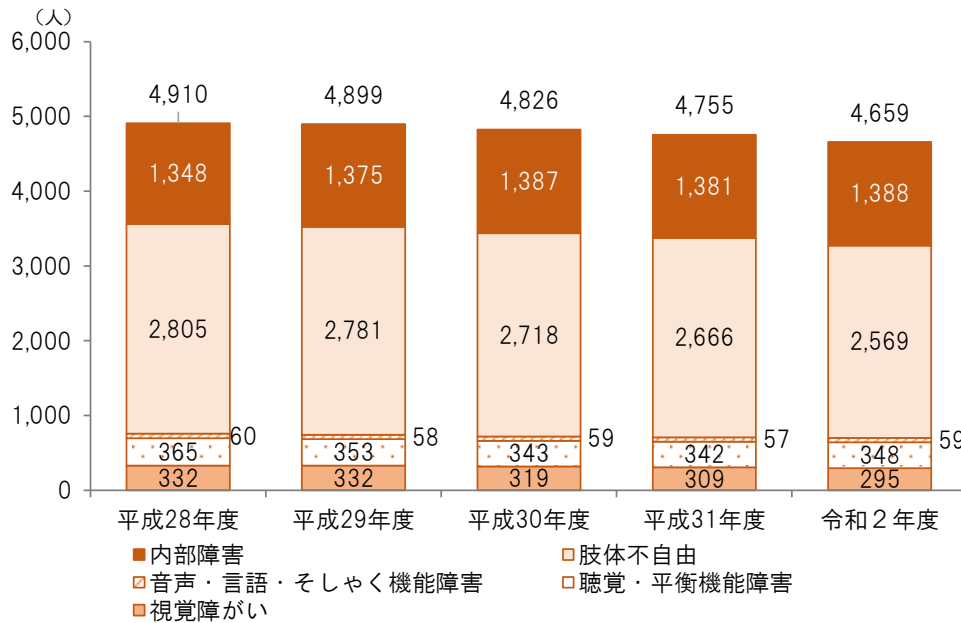
令和2年度（2020年度）の等級別身体障害者手帳所持者は、重度（1～2級）が2,025人、中度（3～4級）が1,934人、軽度（5～6級）が700人と、重度（1～2級）・中度（3～4級）が多くなっています。



資料：各年10月1日現在

③ 障害種別身体障害者手帳所持者

令和2年度（2020年度）の障害種別身体障害者手帳所持者は、視覚障害が295人、聴覚・平衡機能障害が348人、音声・言語・そしゃく機能障害が59人、肢体不自由が2,569人、内部障害が1,388人となっており、肢体不自由・内部障害が多くなっています。

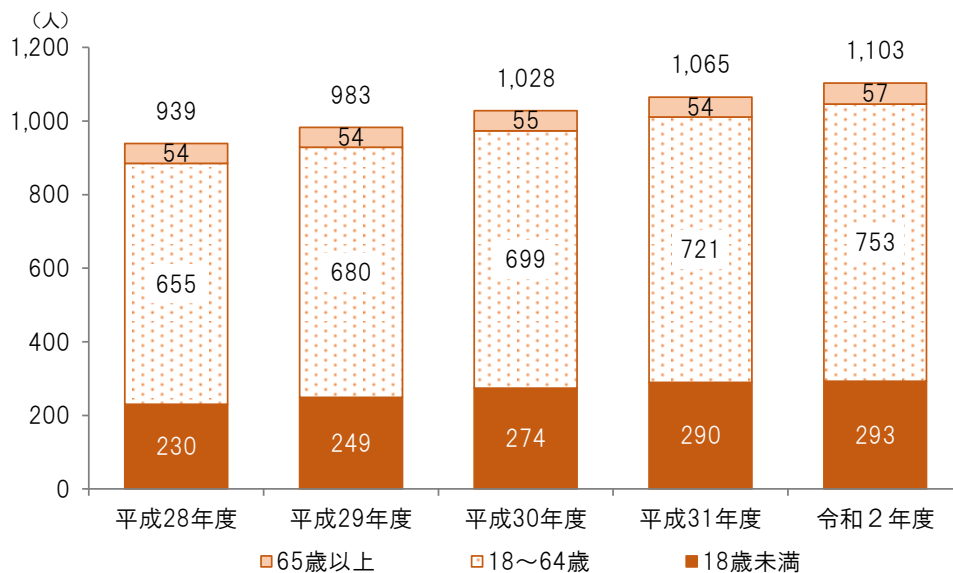


資料：各年10月1日現在

(3) 知的障害のある人（療育手帳所持者）

① 年齢別療育手帳所持者

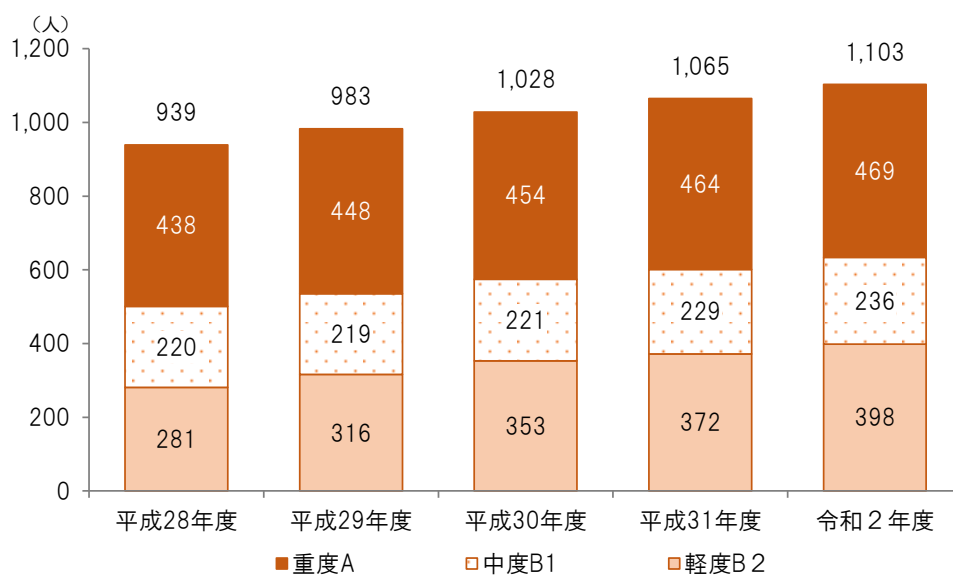
令和2年度（2020年度）の年齢別療育手帳所持者は、0～17歳が293人、18～64歳が753人、65歳以上が57人と、大半が18～64歳となっています。



資料：各年10月1日現在

② 程度別療育手帳所持者

令和2年度（2020年度）の程度別療育手帳所持者は、重度Aが469人、中度B1が236人、軽度B2が398人と、Aが多くなっています。平成28年度（2016年度）以降をみると、軽度B2が増加しています。

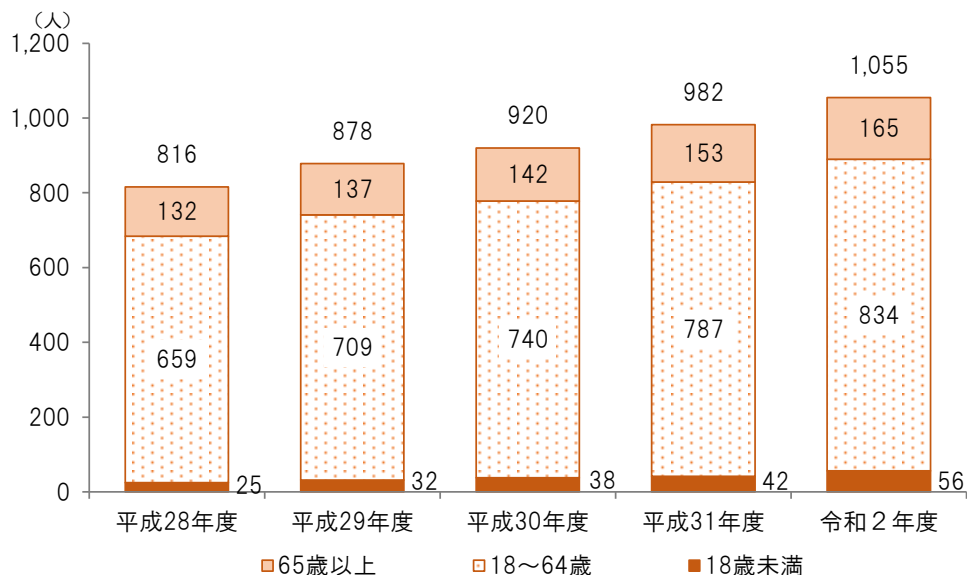


資料：各年10月1日現在

(4) 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

① 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者

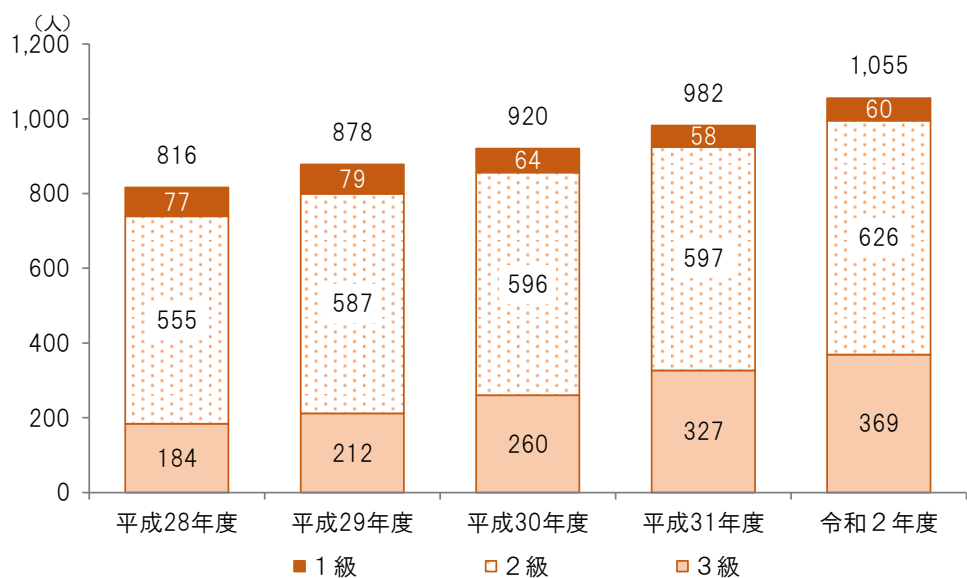
令和2年度（2020年度）の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者は、0～17歳が56人、18～64歳が834人、65歳以上が165人と、大半が18～64歳となっています。



資料：各年10月1日現在

② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者

令和2年度（2020年度）の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が60人、2級が626人、3級が369人と、2級が多くなっています。平成28年度（2016年度）以降をみると、2級と3級で増加しています。



資料：各年10月1日現在

3 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
施設入所者数の削減人数	8人	6人

②福祉施設入所者数の削減

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
施設入所者数の削減人数	1人	0人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	協議の場の設置	設置済

(3) (障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
地域生活支援拠点等の整備	面的整備	面的整備済

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
福祉施設から一般就労への移行	24人	26人
就労以降支援事業の利用者数	42人	45人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	5割以上	0割
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上	—
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	11,300円	10,037円

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
児童発達支援センター	南河内北圏域1箇所	南河内北圏域1箇所
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1箇所	1箇所

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

羽曳野市では、行政、障害者団体をはじめ関係機関、企業、地域住民などの、さまざまな主体と連携・協働しながら、障害のある人の自立と社会参加を支え、障害のある人が身近な地域で自分らしく、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現に向けて、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

本計画では、第3期計画から引き続き、障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後もめざします。また、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざします。

《計画の基本理念》

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

◆共生社会（共に生きる社会）◆

障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会

◆ノーマライゼーション◆

障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという考え方

◆リハビリテーション◆

障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援するという考え方

2 基本原則

基本理念に基づいて、本市の障害福祉施策を推進するうえで、施策全体に通底する3つの基本原則を定めます。

(1) 障害者の権利と自己決定の尊重

その人らしく自立して暮らせるまちづくりのためには、障害に基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障害者の自己決定が尊重され、選択の機会が確保される必要があります。

就労・雇用・教育・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障害者の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みを進めます。

(2) 社会的障壁の除去・軽減

障害者基本法では、障害者を本人の心身機能の障害のみでとらえるのではなく、「社会的障壁」(障害者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことがら)という社会との関係性によってとらえています。

社会的障壁をなくすために多大な負担を要しない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障害者が排除される社会を変えていかなければなりません。障害者の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

(3) 地域社会における共生

障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また障害の有無に関わらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に生きる地域社会の実現につながります。

誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

3 基本目標と施策体系

基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現をめざします。

そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。

また、制度情報の提供や相談支援にあたっては、障害のある人や高齢者、子どもの居場所づくりなど、制度や分野ごとの「縦割り」を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」支援ができる体制を構築していくとともに、障害特性に配慮した提供等による環境整備に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図ります。

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 相談支援・情報提供の充実
- (3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

基本目標2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現をめざし、一人ひとりの障害に応じた支援を推進します。

そのために、障害の早期発見・早期療育を進めていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。また、一人ひとりのライフスタイルに合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ途切れのない支援に努めます。

- (1) 療育・就学前教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 雇用の促進
- (4) 就労支援の充実

基本目標3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現をめざします。

そのために、多様な障害や障害のある人の暮らしを理解し、支え合い・助け合いを進めるとともに、市民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障害のある人の社会参加をすすめ、交流する機会を増やします。

また、障害のある人が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

- (1) 人権の尊重と差別の禁止
- (2) 行政サービスにおける合理的配慮
- (3) 地域福祉活動・交流活動の推進
- (4) スポーツ・文化活動の推進
- (5) 安全・安心のまちづくり

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策項目
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その人らしく自立して暮らせる共生のまち</p>	<p>基本目標 1</p> <p>自立した生活を支える 支援体制の整備</p>	<p>(1) 障害福祉サービスの充実</p> <p>(2) 相談支援・情報提供の充実</p> <p>(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実</p>
	<p>基本目標 2</p> <p>一人ひとりの想いを実現 するための支援の充実</p>	<p>(1) 療育・就学前教育の充実</p> <p>(2) 学校教育の充実</p> <p>(3) 雇用の促進</p> <p>(4) 就労支援の充実</p>
	<p>基本目標 3</p> <p>いきいきと共に暮らせる 地域づくりの推進</p>	<p>(1) 人権の尊重と差別の禁止</p> <p>(2) 行政サービスにおける合理的配慮</p> <p>(3) 地域福祉活動・交流活動の推進</p> <p>(4) スポーツ・文化活動の推進</p> <p>(5) 安全・安心のまちづくり</p>

第4章 施策の展開（第4期障害者計画）

基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備

（1）障害福祉サービスの充実

《現状と課題》

- 障害者総合支援法では「共生社会の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めるなど制度の充実が図られてきました。サービスの提供基盤の充実・強化を、サービス提供事業所や関係機関との連携により、引き続きすすめるとともに、必要な人に必要なサービスが届くよう、相談支援体制の充実と、制度の周知をさらに図っていくことが課題となっています。
- 本市においてはこれまで、各種障害福祉サービスの提供と充実に努めてきましたが、高齢の障害者の増加による介護サービスのニーズの増大や、共同生活援助（グループホーム）の整備等が特に課題となっています。また、短期入所についても、事業所や定員がニーズに対して不足しており、緊急時の利用希望への対応も必要です。
- 地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業の必須事業・任意事業として相談支援事業や地域活動支援センター事業、日中一時支援事業等を実施しています。今後も障害のある人の多様なニーズに応え、サービス提供ができるよう、人材の確保や障害に応じた受け入れ体制を整えるなどのサービス提供基盤の整備が必要です。
- 障害福祉サービスの担い手となる人材の育成・確保が、多くのサービス提供事業所で課題となっています。専門性の高いサービスが安定的に提供されるよう、人材育成・確保について、事業所の支援等をすすめる必要があります。
- 医療的ケアの必要な人に対応できるサービスの確保が課題となっています。

＜施策の方向＞

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
訪問系サービス及び短期入所サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに、障害の状態に応じた適切なサービスの提供を促進します。現在対応が遅れている夜間・休日等の利用希望への対応について、支援のあり方の検討をすすめます。 ● 一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の疲労を軽減できるよう、短期入所サービスの利用支援に努めるとともに、サービス供給体制の整備を図ります。 ● 重度訪問介護事業所の充実や介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所の基準該当施設登録、さらには共生型サービスの必要に応じた確保に取り組みます。 ● 短期入所サービスの事業所・定員の拡充に努めます
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護の各サービスの利用支援に努めます。
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に共同生活援助（グループホーム）の整備が重点課題であるという認識のもと、供給体制の整備を図るとともに、重度の障害のある人の入居についても対応できるよう取り組みます。 ● サービス付き高齢者住宅やシェアハウスの活用等も含めた、住まいの確保に取り組みます。 ● 2018（平成30）年度より新たに障害福祉サービスに位置づけられた「自立生活援助」の普及・促進により、一人暮らし障害者の生活支援に取り組みます。
障害児通所支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある児童とその家族が適切な支援を受けられるよう、障害児通所支援（障害児を対象とした福祉サービス）の充実を図るとともに、一人ひとりの児童のニーズに応じた教育・保育・医療・福祉の支援が受けられる体制づくりをすすめます。 ● 重度の障害のある児童に対する支援の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする障害児が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関の連携体制の強化を図ります。
地域生活支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。 ● 任意事業については、利用状況を踏まえたサービスの見直しを検討します。
補装具費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすくするため補装具費の支給の支援に努めます。
事業所等との連携による社会支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 羽曳野市地域自立支援推進会議（以下「地域自立支援推進会議」という。）の全体会や各部会を通じた連携強化等、サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
サービスに関する苦情・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスに関する苦情については、事業者・施設が真摯に受け止め、今後のサービスの質の向上に向けて取り組めるよう指導に努めます。また、事業者・施設で解決できない事例については、地域自立支援推進会議等のネットワークでの検討などを通じて、適切な解決策や支援体制づくりの充実をめざします。
障害のある人の地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行をすすめるため、各種サービスの利用支援や、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）事業を推進します。 ● 市と相談支援事業所、入院施設の連携により入院中の患者への意向の聞き取りや面談、定期的な訪問等、地域移行に向けた積極的な取り組みを推進します。 ● 精神疾患・精神障害についての社会的偏見の解消に取り組み、総合的に地域生活を支援する体制（地域包括ケアシステム）の確立をめざします。
人材の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉人材の確保と専門性の向上を目的として、研修・資格取得等の支援、事業所の支援、従業員の待遇改善に向けた支援等に取り組みます。

(2) 相談支援・情報提供の充実

《現状と課題》

○障害のある人が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、障害のある人やその家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られるよう、情報提供の充実が求められています。

○本市では、日常的に障害福祉サービスを中心とした相談業務を行っているほか、社会福祉法人への委託により市内に4か所の相談支援事業所を設けており、その他の特定相談支援・障害児相談支援事業所を含め10か所の相談支援事業所が整備されています。また、障害者相談員（ピアカウンセラー）及び民生委員児童委員が各地域で相談に応じたり、人権擁護委員による人権相談を実施しています。今後もサービスの制度や内容の周知を図るとともに、誰もが気軽に相談でき、的確な判断や助言、指導などが受けられる体制づくりをすすめる必要があります。また各相談機関の連携を強化するとともに、相談員などの資質向上に努め、相談機能の充実を図る必要があります。そして、地域における相談支援の中核的機関としての基幹相談支援センターの設置は重点課題です。

○障害のある人を主に介助している家族の中には、高齢の人が多くなっており、介助する家族の支援・負担軽減のための対策も重要です。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
地域自立支援推進会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・学校・企業・就労支援等の関係者、相談支援事業者、サービス事業者、障害者団体、行政機関等で構成する地域自立支援推進会議において、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりをすすめます。 ●地域自立支援推進会議では、個別のケースへの援助方法に関する検討から地域課題の抽出まで、地域における障害者についてのさまざまな課題を検討し、その結果を市の政策に反映するよう努めます。 ●地域自立支援推進会議に、地域移行・定着支援部会、日中支援・就労支援部会、子どもネットワーク会議、居宅介護・移動支援事業所連絡会、相談支援部会の各部会を置き、分野別の関係団体・機関のネットワーク形成や支援の充実に向けた課題の検討をすすめます。
相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援委託事業所や特定相談支援事業者等との連携のもと、障害のある人からの相談に対応し、助言や情報提供等を支援します。 ●特定相談支援事業者との連携を強化し、障害のある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともに、相談支援専門員の育成に努めます。 ●特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の拡充と相談支援専門員の確保及びスキルアップに努めます。
市相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●専門性の高い相談への対応のため、市の相談窓口への社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職配置をすすめます。 ●各相談機関や専門機関との連携を強化し、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。 ●福祉サービスの制度や内容の周知を図るとともに、誰もが気軽に相談でき、的確な判断や助言あるいは指導等が受けられる体制づくりに努めます。
地域における相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談員（ピアカウンセラー）と、民生委員児童委員やその他の相談機関等との連携が図れるよう、支援を行います。 ●障害者相談員（ピアカウンセラー）による相談機能の拡充を図るほか、「ふれあいネット雅び」を活用し、地域に根ざした見守り・相談支援等をすすめます。
基幹相談支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センターの設置による、障害のある人の総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる体制整備に努めます。
介護家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人やその家族が悩みを相談したり、情報交換や交流を行うことができるよう、障害者団体等の活動を支援します。 ●相談窓口への専門職の配置等により、障害のある人本人だけでなく、その家族からの相談等への対応の充実を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が十分でない障害のある人等が、地域で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助を行います。

(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

〈現状と課題〉

- 健やかで心豊かに生活できることは誰もが望んでいることであり、こうした生活を送ることができるよう、疾病や障害の早期発見をはじめ、保健・医療、リハビリテーションの充実を図り、適切に対応していくことが求められています。
- 本市では、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査と各月齢に応じた健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療、保護者への保健指導等を専門医師や発達相談員、保健師、栄養士、保育士等が行っています。また、マタニティスクール、健康教育・健康相談、訪問指導、乳幼児健診事後指導（二次健診・専門相談）等を実施し、乳幼児とその保護者の支援に努めています。
- 本市では、2018（平成 30）年度に自殺対策計画を盛り込んだ「健康はびきの 21 計画（第2期後期計画）」を策定しています。健康教育・健康相談を実施し、市民の健康づくりの向上につなげるとともに、疾病の早期発見を行うため、各種がん検診・成人歯科健診を行っています。今後も障害の早期発見、早期療育等に向け、健診事業の充実を図る必要があります。
- 特定健康診査・特定保健指導は、生活習慣病予防の徹底を図るため、内臓脂肪の蓄積等に着目した生活習慣病に関する健康診査及び保健指導を実施するもので、医療保険者に義務づけられています。本市国民健康保険においても実施しており、受診率の向上に努めています。また本市では、市民健診実施医療機関で特定健診を受診する場合に、市民が均しく追加健診を受診することにより生活習慣病等疾病の早期発見・早期治療につなげ、市民の健康増進を図っています。
- 福祉の分野では、自立支援医療や補装具・日常生活用具等により、障害のある人の自立に向けた支援を行っています。今後も地域リハビリテーションをさらに充実したものとするため、地域の実情に応じて、必要な人に求められるサービスを的確に提供できるよう、在宅リハビリテーションの充実、機能訓練をする場所の確保に努める必要があります。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
乳幼児健診等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な出産の確保や疾病・障害の早期発見、早期療育につなげていくため、妊婦健診をはじめ、各年代に応じた乳幼児健診の充実を図り、育児不安のある保護者の支援を行います。
乳幼児への保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●母親（両親）学級、健康教育・健康相談、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査事後指導（専門相談）等を実施します。
生活習慣病予防対策における健診（検診）等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、生活習慣病及びその重症化の予防に努めます。また、各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。 ●特定健診受診率向上対策（特定健診未受診者対策）及び特定保健指導利用率向上対策として、特定健診未受診者への通知、勧奨電話、普及啓発（広報・ポスター・チラシ・ホームページ等）、未受診者への訪問指導等を実施します。
健康教育・健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●健康はびきの21計画（第2期）及び食育推進計画に基づき、テーマ・対象をしばった健康教室や健康相談の定期実施、随時電話相談・来所相談を実施し、市民の健康づくりの支援に努めます。
医療機関等に関する情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、障害の状況やニーズに応じて医療機関等に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●「重度障害者（児）医療」「ひとり親家庭医療」「こども医療」等の助成を府と協力しながら行うとともに、自立支援医療費を支給し、医療費に対する支援を行います。
特定疾病・難病患者施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小児慢性特定疾病児、難病患者等に対して日常生活用具の給付を行い、また、家族の療養上の不安や負担を軽減するなど、国・府と協力しながら適切な支援に努めます。 ●2015（平成27）年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）の施行に伴い、対象疾病が増加しており、障害福祉サービスの利用等、支援制度の周知をすすめます。
機能訓練・生活訓練等のリハビリテーションの充実等	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域で生活を送ることができるよう、機能訓練・生活訓練について周知するとともに、サービス利用の促進を図ります。また、増加するニーズに対応できるよう、事業所の整備をすすめます。 ●補装具、日常生活用具の給付を行い、自立した日常生活に向けての支援を行います。

基本目標２ 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

(1) 療育・就学前教育の充実

〈現状と課題〉

- 障害のある児童がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から一人ひとりの特性に応じた教育を行うことができるよう、保健・医療・福祉・教育が連携しながら、一貫した療育・教育体制を整備していく必要があります。
- 本市では、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査などから、療育が必要と思われる乳幼児の保護者に対し、療育施設の紹介や庁内関係部署との連携を図っています。
- 今後は、その後のフォローを各機関がどのように行うかなどの役割分担を明確化し、連携を強化する必要があります。また、引き続き、健康増進課（保健センター）での乳幼児健康診査事業の充実、関係機関の連携強化を図り、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制の整備が必要となっています。
- 発達障害の相談は年々増加傾向にあり、庁内関係部署でのネットワーク構築や相談員のスキルアップが求められています。
- 市内にある児童発達支援センターにおいて、障害児支援の強化、身近な地域での支援の充実を図っていますが、利用者が多く待機状態が続いています。
- 就学前教育においては、個々の状況に応じた支援ができるよう、発達段階に応じたきめ細かな指導や支援が求められています。
- 今後、学校教育への円滑な移行に向けて、就学前教育・保育と学校教育との連携を強めるとともに、増加傾向にある保護者に対する支援のニーズに対応できる体制整備が課題となります。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
障害の早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査や保健指導を通じて把握した発達の遅れや障害が疑われる乳幼児の保護者に対して専門の職員等が発達相談を行います。また、保育園や幼稚園においても、相談員の巡回による発達相談の実施など、必要に応じて相談機関との連携を図ります。 ● 子どもの障害と初めて向き合う保護者の思いに寄り添う支援と、医療機関・支援サービス等の適切な情報提供に努めます。
発達障害等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療・福祉間の連携を強化し、発達障害の早期発見と早期療育に努めます。 ● 発達障害や高次脳機能障害等について、府や関係団体との連携を図り、幅広く市民への知識の普及に努めます。 ● 発達相談員を配置し、専門的な相談支援に対応するとともに、保護者に対する支援を強化します。 ● 児童通所支援事業所や児童発達支援センターにおいて、発達障害児への個別対応や体制の充実を図られるよう取り組みます。
関係機関との連携による療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関の役割分担を明確にし、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。 ● 健康増進課（保健センター）での乳幼児健康診査事業と相談事業との連携、関係機関の連携強化に努め、相談から療育、療育から教育へと適切な支援ができる体制の整備を図ります。 ● 地域自立支援推進会議の中子どもネットワーク会議を通じて、障害児通所支援事業所、児童発達支援センターや相談支援事業所、庁内関係部署の連携強化を図ります。
身近な地域での療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児通所支援の実施及び提供体制の充実により、障害のある児童の療育体制の充実をすすめる、身近な地域での支援の強化を図ります。
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園・幼稚園等における広汎性発達障害や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）をはじめとする発達障害等に的確に対応できる人材確保を図ります。 ● 発達障害等への支援として、市内幼稚園に課題別加配職員を配置します。
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある児童を受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育を行うとともに、他の児童との相互理解を深めるよう、保育士や幼稚園教諭に対する研修等を通じて、専門性や指導力の向上等を図り、保育・教育内容の充実を図ります。 ● 発達に課題のある児童を保育している保育園に対して支援を行い、保育の充実を図ります。
療育相談、就学相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある児童の地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障害のある児童を受け入れる保育園等への指導・助言に努めます。 ● 学齢期に達する子どもに対しては、就学等に関する相談・指導を行います。

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園や幼稚園等の環境に対して、障害者用トイレ、スロープ、手すりの設置など、施設面のバリアフリー化をすすめます。 ● 保育所等訪問支援サービスの拡充と、保育・就学前教育機関における障害理解の促進を図ります。

(2) 学校教育の充実

〈現状と課題〉

- 障害のある児童の発達段階と個々の能力に応じて、きめ細かな指導・支援ができるよう、教育・保健・医療・福祉・労働等が連携しながら、将来を見据えて教育の充実を図ることが求められています。障害のある児童がその可能性を十分に伸ばせる環境整備とともに、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害の有無に関わらず「ともに学び ともに生きる」ための教育支援が求められています。
- 障害のある児童の発達と個々の能力に応じて、きめ細かな指導・支援・環境整備ができるように、障害種別ごと（知的・情緒・肢体不自由・病弱・聴覚・視覚）に学級を設置しています。このため、支援学級数が大幅に増加し、より多くの児童生徒が支援を受けることが可能になりました。
- 支援や配慮を必要とする園児・児童・生徒一人ひとりに寄り添う教育を支援教育といい、本市では、その考え方を全園児・児童・生徒に対する教育として位置づけています。「障害者への理解と認識を深めるための教育」は現行カリキュラムの中にも取り入れています。さらに具体的な体験を重視した学習内容とするとともに、ボランティア活動への実践的態度を育成する必要があります。
- 教職員向けの支援教育ハンドブック（理解編・実践編）を作成・配布し、教職員の専門的指導力の向上を図りながら、教職員への支援教育研修を実施するとともに、支援教育体制整備事業を通じて、専門家等による巡回指導・相談を実施しています。大阪府や羽曳野市教育委員会主催の研修だけでなく、各校の校内においても研修を行っており、特別支援学校教育職員免許を持つ教職員も増加しています。
- 今後も教職員の専門的指導の向上を図るとともに、全園児・児童・生徒に対する教育としての支援教育の内容の充実に向けて校内組織体制の構築が必要となっています。
- 校内環境の整備として、支援学級へのシャワー設置、病弱学級へのクーラー設置、耐震化工事に伴うバリアフリー化等をすすめています。
- 保護者からの直接の相談支援機関として市立教育研究所において、電話による教育相談「ひまわりコール」を実施し、相談対応を行っています。今後もこうした保護者に対する相談体制の充実を図りながら、精神的なケアに努めていく必要があります。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
発達障害児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導の実施に向け、各校の通級指導教室間の連携をはじめ、特別支援学校や保健・医療・福祉等の関係機関と連携しながら、支援の充実を図ります。
教職員の指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、支援教育研修をはじめ、特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間の実践的な交流等を通じて、教職員の専門性と指導力の向上を図ります。
教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者への理解と認識を深めるための教育」等を今後も推進しながら、全園児・児童・生徒に対する教育としての支援教育の充実を図ります。 ●障害の状況やニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画及び教育支援計画を作成します。指導内容や方法の一層の工夫・改善を図り、子ども自身の学びを大切に取り組みます。
交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害や障害特性等について、学習機会の提供をはじめ、障害のある人等との交流機会の充実や交流教育の推進に努めます。 ●支援学級在籍児童・生徒の交流だけでなく、支援学校に在籍する児童・生徒と地域の学校の交流を推進し、地域の中で共に育つ仲間としての意識の醸成に努めます。
学校の施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の個々の状況や学年進行に伴う、学校施設のバリアフリー化や安全対策、学習指導上必要とする教育機器や学校生活を送るうえで必要とする備品の充実などに努めます。 ●登下校の支援や学内での移動の支援等、児童生徒の教育活動に必要なものを実態に合わせて準備します。
教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各校で支援コーディネーターを学校長が指名し、教育相談活動の充実に努めます。また、支援学校等関係機関と連携した巡回相談体制の充実を図ります。

(3) 雇用の促進

《現状と課題》

- 障害のある人の雇用・就労は、社会経済活動への「完全参加と平等」に向けた大きな課題であり、就労を通じた自己実現を図りながら、障害のある人の社会的役割を再構築するための手段として、また経済的な自立の課題として、重要となっています。
- 障害のある人の就労に向けて、本市では月に1回雇用相談を実施するとともに、大阪府と連携しながら、地域就労支援センターを通じて、雇用に関する情報提供を行っています。求人・求職相談については、職業紹介機能を持つハローワークや、労働相談については大阪府等関係機関と連携し、活用を働きかけています。また、障害者優先調達推進法（平成25年度より施行）に基づく障害者就労施設等からの物品調達の促進も課題となっています。
- 就労継続支援（A型・B型）は見込量を大幅に上回って推移しており、サービスの質の向上や福祉就労から一般就労への移行促進のための支援の充実が求められています。
- 平成28年度に施行された障害者差別解消法は公的機関と民間事業者に、差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止を定めています。また、障害者雇用促進法の改正により法定雇用率の引き上げ（平成25年度より）や、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮）の提供義務が新たに規定されるなど障害者の雇用をめぐる制度改正が急速にすすんでいます。こうした状況について、民間事業者等への周知をすすめ、障害者雇用を促進することが求められます。
- 雇用・就労に関しては、関係機関それぞれの特色を生かしたネットワークの連携が重要となっています。現在、特に専門機関である南河内北障害者就業・生活支援センター開催の運営委員会議、ジョブネット会議、障害者雇用フォーラム実行委員会議に参画しており、今後とも関係機関と連携しながら、障害者の雇用の一助となるようネットワークを強化していく必要があります。
- 陵南の森生きがい情報センターにおいて、情報通信機器を使って障害のある人などを対象としたパソコン教室などを開催しています。障害のある人の就労機会の少なさや賃金、雇用形態に課題があることを踏まえ、陵南の森生きがい情報センター等を活用しながら、今後も就労のための技能の養成に努めるとともに、在宅での就労環境づくりや、就労移行支援事業の利用支援など、雇用促進に向けた就労環境づくりをすすめていくネットワークの活用を図る必要があります。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
他機関との連携による情報提供・相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 府やハローワーク等の求人情報、雇用情報等の情報提供の充実を図ります。 ● 府やハローワーク、企業等との連携を図り、求人・求職相談、労働相談、障害者雇用相談を充実させます。 ● 羽曳野市地域就労支援センター、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関との連携を強化し、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図りながら障害のある人の就労を支援し、制度の周知等、障害者雇用に関する情報を積極的に広報します。
障害のある人の雇用に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣市と連携して実施している「障害者雇用フォーラム」等を通じて、市民や企業等の理解を深めるための啓発活動を推進します。障害のある人を雇用している企業への見学やハローワークからの制度説明等を行い、事業主の障害者雇用への理解を促進し、雇用の拡大につなげます。 ● 改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、雇用の場における事業主の差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供義務等について、周知・啓発をすすめます。
公的機関による障害のある人の雇用等	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の内容に応じた業務開拓を行う中で、個人が持つ業務能力や知識等が十分に発揮できるよう配慮しながら、本市や本市の関係機関における雇用率を高めるなど、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用に努めます。 ● 障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、全庁的に周知し促進を図ります。
企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の訓練の場を提供する民間事業所に対して、障害のある人の雇用に関する各種支援制度について周知に努めます。
在宅での就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 陵南の森生きがい情報センターを拠点にし、IT講座の実施など外出が困難な人を対象にした在宅での就労支援に努めます。
就労移行支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労に向けた訓練を行う場として、就労移行支援事業の利用促進のため、事業の周知に努めます。
多様な働く場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労が困難な人等が福祉的な支援を受けながら働く場として、就労継続支援事業や生活介護事業等を推進するため、事業の周知に努めるとともに、対象者に応じた就労内容を選択できるよう支援します。

(4) 就労支援の充実

《現状と課題》

- 就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにつながることから、障害のある人が地域で自立して生活していくうえで、就労の場の確保は非常に重要となります。
- 本市では地域就労支援事業として、地域就労支援センターを2か所設置し、地域就労支援コーディネーターが、就職困難者等を対象にした「地域就労相談」を実施しています。
- また、職業訓練等の参加促進に向けて、国・大阪府等の関係機関で行われている職業訓練の情報提供等を行ったり、羽曳野市身体障害者福祉協議会が中心となり、総合福祉センター内に障害者自立生活支援室を開設し、パソコン等の技能や知識の習得につなげています。今後もこうした職業訓練等を通じて、就労に必要な知識や能力を高めていく必要があります。
- 近年障害者手帳の取得をしていない精神障害、発達障害のある人の相談が増加しており、研修等を通じた地域就労支援コーディネーターの資質向上が求められています。
- 安定的な就労に向け、能力向上の支援、職場定着への支援をすすめるとともに、雇用主に対し、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の提供等、障害のある人が就労しやすい環境整備を働きかけるなどの取り組みが求められます。
- 障害のある人に対する就労支援については、南河内北障害者就業・生活支援センター等関係機関や地域自立支援推進会議と連携しながら、就労の場の開拓をはじめ、就労相談や就労支援、職場定着等の支援を総合的に実施することが必要です。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
就労相談・ 雇用相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 羽曳野市地域就労支援センター、南河内北障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図り、障害のある人の就労を支援します。
技能習得に向けた 講習会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者自立生活支援室での羽曳野市身体障害者福祉協議会による各種講習会や、陵南の森生きがい情報センターの会員による情報処理技術講習会等、就労に向けての技能習得のための講習会の充実をめざします。
職業訓練等への 参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・府等の関係機関で行われる職業訓練・指導等の情報提供を行い、参加促進に努めます。
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の就労や就労の継続を支援するため、ジョブコーチ（就労援助指導員）など各種就労支援制度の周知に努めます。
就労サポート・ 定着支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 南河内北障害者就業・生活支援センター等の関係機関や地域自立支援推進会議と連携し、地域の就労課題の共有や関係者のスキルアップ等を図るとともに、就労支援、職場定着支援など、障害のある人の就労を総合的に支援します。 ● 2018（平成30）年度より新たに障害福祉サービスとして位置づけられた「就労定着支援」について、普及・促進を図ります。

基本目標3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

(1) 人権の尊重と差別の禁止

《現状と課題》

- 障害のある人もない人も共に暮らせるまちをつくっていくためには、市民一人ひとりがソーシャルライゼーションの理念に基づき、障害や障害特性等を理解したうえで、障害のある人にとってのあらゆる障壁を取り除くための取り組みをすすめていく必要があります。
- 本市では、庁内研修における人権問題に関する研修や、人権啓発推進協議会とともに、人権に対する市民の理解を深めるための講演会や研修会等を開催し、さらには人権に関するパンフレットや標語入り啓発物品を企画・作成し、市の行事や講演会・研修会等を通じ配布し、啓発活動をすすめています。
- 障害者差別解消法の施行を受け、平成28年（2016年）11月に「羽曳野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定、平成29年（2017年）1月施行し、市職員に求められる障害を理由とした差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について定めました。また、障害者に対する理解を深め、合理的配慮の具体例等を周知するための職員研修を実施するとともに、職員による障害を理由とした差別があった際に、適切に対応するための市民向けの苦情相談窓口を設置しました。
- また、平成23年（2011年）6月に「障害者虐待防止法」が成立し、障害のある人への虐待防止に向けた、市民への幅広い周知や、事案が発生した場合の具体的な救済、保護のための体制整備がすすめられています。障害担当課に障害者虐待防止センターを設置し、24時間緊急対応を実施していますが、通報の大半は警察からとなっており、先行して法整備された児童、高齢者と比較し周知がすすんでいないことが懸念されます。また、施設従業員による虐待事例も続いており、虐待防止に関する事業所指導や広報の充実が必要です。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 広く市民の人権に関する意識を高めるために、さまざまな人権問題をテーマにした市民対象の研修会を実施します。 ● 職員研修を通じて人権意識のさらなる高揚を図り、さまざまな人権問題への理解の促進、人権を尊重する職員の育成に努めます。特に、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者支援の理念や合理的配慮に関する研修に取り組みます。職員対象の研修の企画に加え、庁外で実施されている研修等についても参加に努めます。 ● 市民、行政がそれぞれ役割を分担し、一体となって人権意識の高揚を図ります。
障害や障害のある人に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害や障害のある人への理解の促進に向けて、広報や市のホームページ等の活用、人権に関するパンフレットの作製・配布、職員や市民向けの研修等を通じて啓発を行います。また、各種関係団体等と協働で、市民への意識の浸透を図ります。
差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所向けの差別解消法ガイドラインの作成等、差別解消法に関する啓発・周知を図ります。 ● 不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の問題について、相談・支援の体制整備を行うとともに、問題解決に向けた取り組みの方向性について、地域自立支援推進会議を中心に検討をすすめます。
人権啓発事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携協力体制を維持しながら、人権啓発事業の充実を図るとともに、より効果的な人権啓発方法を検討し、実施します。また、12月の人権週間にあわせ、人権に関する講演会を実施します。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの成長段階にあわせ、体験学習等を含めて系統的に実施する福祉教育や、各学校で実施されている交流事業を通じ、障害に関する理解を深めます。
成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、市民後見人や法人後見人の養成に取り組み、必要に応じて制度の利用を支援します。
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者虐待の防止等に関する事業所指導や市民向け広報による周知を図ります。また、障害担当課において24時間対応で通報等を受け付ける体制を継続し、関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期救済に取り組みます。

(2) 行政サービスにおける合理的配慮

《現状と課題》

- 障害者差別解消法の成立等により、障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的な一切のことがらである社会的障壁を除去、軽減するための合理的配慮について、特に行政サービスにおいては取り組みを充実させることが求められています。
- 公的な手続きや情報提供、意思疎通において、障害のある人が排除されないよう、障害に応じた配慮を追求するとともに、社会のあらゆる場で合理的配慮の取り組みが促進されるよう、働きかけをすすめる必要があります。
- 本市では、広報紙やホームページの作成時に文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供を心がけています。また、広報紙の記事を読み上げた音声CDや点字版もあわせて製作し情報提供しています。
- 窓口においてはローカウンターにしたり、音声及びモニターで受付番号の案内を表示したりするなど、視覚障害のある人や聴覚障害のある人にも利用しやすくなっています。
- また、介護保険料納付書の文書や介護保険冊子、講演会におけるプログラム、行政情報の提供など、音声化・点字化に努めるとともに、行事等に手話通訳者を派遣し、いつでも対応できる体制をとっています。
- 意思疎通支援の充実に向け、手話通訳者や点訳者をはじめ、朗読ボランティア、要約筆記奉仕員等、各種ボランティアグループや個人ボランティアの育成・支援を行っています。今後も意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳者や点訳者、要約筆記奉仕員等の養成に努める必要があります。
- 的確でわかりやすい情報アクセシビリティを心がけ、障害のある人の社会参加へつなげていくことが課題です。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
行政サービスにおける合理的配慮の追求	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の権利を制限する社会的障壁の除去・軽減について、特に行政サービスにおいては、必要かつ合理的な配慮ができるよう、市をあげて取り組みます。 ● 行政サービスの実行者である行政職員が、求められる合理的配慮の考え方や、具体的な手段等について、より高い知見を持って業務に取り組めるよう、研修を実施します。 ● 障害を理由とする制限によって、公的な制度・サービスの利用を妨げられることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を追求します。選挙における配慮や公共施設の利用申し込みにおける配慮、活字文書読み上げ装置の設置等、障害特性に応じた手続き・情報利用が可能となるような取り組みを引き続き推進します。
情報バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。 ● 障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握し、必要に応じて導入します。 ● 広報紙の点字版や音声CDを作成し、情報アクセシビリティの充実に努めます。
点字などによる情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請用紙記入の際の説明文書の簡易化や各種申請書の記入例の点字化等に努めます。 ● 講演会プログラムだけでなく、啓発パンフレット等の点字化、音声化により、情報提供の充実に努めます。 ● 情報の入手が障害の程度や種類に関係なく、正確かつ早くできる体制を整備します。
手話通訳者等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思疎通支援の充実を図るため、今後も社会福祉協議会や図書館等と連携しながら、手話通訳者や点訳者、要約筆記者等の養成に努めます。
「手話言語条例」の制定	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者権利条約や障害者基本法において、意思疎通手段としての手話等の非音声言語も「言語」として規定されています。大阪府など府内自治体でのいわゆる「手話言語条例」の制定も広がり、本市では平成31年度（2019年度）に「手話言語条例」を施行し、条例の周知に努めています。

(3) 地域福祉活動・交流活動の推進

《現状と課題》

- 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域でのきめ細かな支援体制をつくることが求められています。
- 地域では障害のある人の生活を、住民同士の支え合いや助け合いにより支援していくため、さまざまなボランティア団体や障害者団体、保護者会、家族会、市民グループ、NPO等が活動しており、交流や活動、情報交換の機会を通じて、障害のある人やその家族の暮らしを支える仕組みづくりが行われています。
- 共同生活援助（グループホーム）の新設等において、地域の理解を十分に得られない場合があることが、事業所調査等で指摘されており、地域における理解促進の取り組みをすすめるとともに、共生社会の理念について、広く周知を図ることが求められます。
- 市内全 14 の小学校区において校区福祉委員会を中心に、地域特性を生かし、いきいきサロン、ふれあい食事会、子育てサロンなど、高齢者や障害のある人、子育て中の親子などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合いの活動が行なわれています。
- 第3期羽曳野市地域福祉計画において市内の福祉領域を超えた専門機関のネットワークの構築の推進を位置づけました。平成 28 年度（2016 年度）より「羽曳野市地域福祉専門職ネットワーク交流会」を開催し、市内の専門機関・行政職員との顔の見える関係を構築し、制度の狭間に陥る人を生み出さないようなネットワーク構築を進めています。
- 講演会などにおいては、主催者の要請により手話通訳者や要約筆記者の派遣や、点字点訳の活用など、誰もが幅広く参加できるよう、支援を行っています。今後もこうした意思疎通を支援しながら、障害のある人との交流や、障害のある人の社会参加を促進します。

＜施策の方向＞

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会参加により、障害のある人とない人との交流を促進するとともに、ボランティア活動に参加することにより充実感や生きがいを感じられることに留意して、ボランティアや生涯学習等の社会参加を促進します
小地域ネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいネット雅び等と連携しながら、セーフティネットの構築・活用など、地域福祉活動の推進に努め、地域の実情を把握するとともに、障害のある人の相談を受けたり、困難な事例への対応などに努めます。 ● ふれあいネット雅びの活動を軸に、高齢者・障害者・子ども等を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築をすすめるとともに、ボランティア等の自主的な活動を促進します。
関係団体の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行います。 ● 校区福祉委員会、ふれあいネット雅びなどが行う小地域での「つながり・支えあい」ネットワーク活動への支援を行います。
社会資源を活用した地域とのつながりづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の共同生活援助（グループホーム）やサロン活動等の資源を活用して、障害のある人の地域における交流機会をつくるなど、地域とのつながりづくりをすすめます。
交流機会の拡充とボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 校区福祉委員会やボランティア等市民の福祉活動をはじめ、障害者・高齢者団体等の自主的な活動を支援し、交流や憩いの場を提供するとともに、ボランティアの育成をすすめます。
地域における交流などを通じた障害のある人への理解の促	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害や障害のある人への理解を深めるため、地域の祭りや行事等の交流機会を通じて、障害のある人と地域住民との交流を促進します。
講演会等における意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が主催する講演会だけでなく、研修会等においても手話通訳者や要約筆記者の派遣、資料の点字化等を行い、誰もが参加しやすい場づくりに努めます。

(4) スポーツ・文化活動の推進

《現状と課題》

- スポーツ等の活動は、障害の有無を問わず一人ひとりの人生をより充実したものにすると
いう要素を持っており、「リハビリテーション」「体力維持・増進並びに残存能力の維持」
だけではなく、人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障害のある人の自立と社
会参加の促進にも大きな役割を果たしています。
- 本市では、市立総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）について、身体障害のある
人が無理なく館内に入館できるように施設を整備しています。また、その他の体育施設に
おいても、身体障害のある人用の駐車スペースや動線の確保並びに気軽にスポーツに親し
めるよう、スポーツ教室や講習会等を開催しています。
- 健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場では、毎月第1及び第3土曜日の利用料金、器具
使用料が無料になります。
- 市では、スポーツ基本法に基づきスポーツ推進委員を委嘱し、ニュースポーツの普及・促
進活動に取り組んでおり、今後もこうした機会を通じて、障害のある人たちの交流機会の
拡充や社会参加の促進等をすすめるとともに、障害のある人と健常者が共にスポーツに親
しむ機会の拡充が求められます。
- 文化活動においては、視覚障害のある人や聴覚障害のある人向けの福祉教養講座を、年各
5回程度開催しており、参加しやすいよう、手話通訳者の派遣に加えて、点字資料を作成
しています。
- そのほか、総合福祉センター（市役所別館）2階の障害者自立生活支援室において、障害
のある人が障害のある人に教える「ピアパソコン教室」、個人の状況に合わせた「バランス
アップ体操教室」、華道・茶道教室等の「文化教室」を開催しています。

＜施策の方向＞

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
スポーツを通じた交流の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツが人と人をつなぐ交流の場としても効果を発揮し、障害のある人たちの自立と社会参加の促進につながるよう充実を図ります。
障害者スポーツの普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●パラリンピックをはじめ、国際化の進展に伴って、世界共通の文化として、スポーツがますます重要になってきていることから、関係各課の連携を強化し、障害者スポーツの普及、推進に取り組めるよう調査・研究を行い、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりをすすめます。
ニュースポーツの普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●羽曳野市スポーツ推進委員と連携し、子どもから高齢者・障害のある人も楽しめるニュースポーツの校区での普及に努めます。
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●趣味とも結びつくよう、誰もが参加しやすい講座、教室等の充実を図ります。 ●一人でも多くの障害のある人が生涯学習に取り組むことができるよう、市の広報等を利用し、周知を図ります。 ●障害のある人を対象とした福祉教養講座を実施します
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に参加できる講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動等の情報を収集し、提供します。
文化活動等を通じた交流機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体やボランティア等と連携しながら、交流機会の拡充を図ります。
移動支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を図ります。
参加しやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公園等の整備・改修にあたっては、障害のある人が利用できるトイレの設置など、バリアフリー化を進め、快適に利用できるよう、環境づくりを進めます。

(5) 安全・安心のまちづくり

《現状と課題》

- 行政はもとより市民や関係機関が連携、協力を図りながら、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、高齢者や障害のある人をはじめ、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みをすすめる必要があります。
- 市民の生活に密着した公園の新設、全面改修については、大阪府の「福祉のまちづくり条例」に適合するように計画整備を行っています。公園管理について、特に出入り口は可能な限り段差を解消し、車いすの人が利用可能な状態に整備しています。
- 市営住宅については、今後も計画的に市営住宅のバリアフリー化をすすめるとともに、民間住宅のバリアフリー化もすすめる必要があります。
- 都市計画マスタープランでは「市街地における良好な居住環境の形成を図るため、緑化の推進、防災性の向上方策の検討、バリアフリー化の推進」の推進を掲げていますが、今後も市営住宅に加え、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組んでいく必要があります。
- 平成 28 年（2016 年）2月に策定した地域防災計画において、「災害時要援護者支援体制の整備」として、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等の要援護者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備について定めています。要援護者に配慮した避難場所の確保や、「避難行動要支援者名簿」等の整備、地域による支援体制づくり、防災に関する情報伝達手段の構築等、取り組みの強化が求められています。

《施策の方向》

主な施策・事業	取り組みの内容・方向
公園整備・改修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「福祉のまちづくり条例」に基づき、関連機関と連携しながら、整備・改修をすすめます。
バリアフリー重点地区における整備	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに作成した「羽曳野市バリアフリー基本構想（恵我ノ荘駅周辺地区）」の重点整備地区である「恵我ノ荘駅周辺地区」の生活関連経路等について、重点的な整備をすすめます。
市営住宅の整備 ・住宅改造助成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅について、必要に応じてエレベーターやスロープを設置し、今後も計画的なバリアフリー化をすすめます。 ●屋内の移動に支援が必要な重度の障害のある人に対し、居宅の段差解消やスロープの設置工事等のため、住宅改造助成を行います。
住宅政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅全体について、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組みます。 ●サービス付高齢者住宅やシェアハウスを含め、障害のある人の住まいの確保にむけ、民間事業者と連携し、取り組みをすすめます。
共同生活援助（グループホーム）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活への移行がすすめられる中、障害のある人の自立した生活が可能となるよう、今後も計画的に共同生活援助（グループホーム）の整備を支援します
災害時要援護者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「避難行動要支援者名簿」の整備をすすめるとともに、避難支援等関係者への情報提供に同意した者の「災害時要援護者支援台帳」の作成及び情報提供により自主防災組織等、地域における共助を推進し、支援体制の強化を図っていくとともに、情報の伝達手段や避難所の整備等について、災害発生時に実効性のある支援計画の策定を推進します。 ●要援護者の心身の状況に配慮した避難場所を確保できるように、福祉施設や医療機関との連携を強めます。
自主防災組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域団体等と連携し、自主防災組織の結成促進や防災・避難訓練等の実施を促進し、障害のある人等が、災害時にも避難できるように体制づくりをすすめるとともに、地域での防災活動を促進します。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ●広報、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。また、民生委員児童委員や地域住民の理解を得ながら、災害時における障害のある人々の支援ネットワークづくりの推進に努め、一層の防災意識の向上へとつなげます。 ●障害のある人等への犯罪被害を防止するため、防犯知識の周知徹底や悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、防犯活動の充実を図り、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを強化します。

第5章 障害福祉サービスの展開

(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

1 基本的視点

(1) 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の一員として誰もが尊重される社会の実現に向けて、障害福祉サービスの基盤を充実させることで、社会的障壁の除去・軽減を図る必要があります。

サービスの利用にあたっては、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援することで、社会参加の促進を図ります。

(2) 障害や生活の状況に応じたニーズへの対応

障害福祉サービスは、それを必要とする人が、障害の状況や生活支援の必要性に応じて、主体的に利用できるものであることが必要です。誰もが必要な支援を受けられるよう、サービスの周知をすすめるとともに、相談支援等を通じて、サービス利用を促進します。従来制度の谷間にあった、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等についても、必要な支援が受けられるよう、情報提供をすすめます。

(3) 地域生活への移行とその継続に対する支援の強化

共生社会の実現には、障害のある人が必要な支援を受けつつ、自立した生活を地域で継続していける環境整備が求められます。生活と就労を支えるサービスや相談支援の充実をすすめ、自立した生活の開始・継続を支援します。

また、広く市民や地域団体、事業所等に対し、差別の禁止や社会的障壁の除去、共生社会の実現について、啓発をすすめます。

(4) 障害児支援の充実

障害のある児童とその家族が、安心して生活・学習を続けることができ、力を伸ばしていける環境整備が求められています。これまで不十分だった医療的ケアの必要な児童へのサービス提供体制の整備等、障害児支援のさらなる充実に取り組みます。

2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

(1) 基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 **【新規】** 障害福祉人材の確保
- 7 **【新規】** 障害者の社会参加を支える取組

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 障害福祉サービスの提供体制

- 1 必要な訪問系サービスの保障
 - 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実
- 2 希望する障害のある人などへの日中活動系サービスの保障
 - 希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
 - 地域における居住の場としてのグループホームの充実
 - 地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進による、施設入所・入院から地域生活への移行
 - 各関係機関の連携による地域生活支援機能を担う体制の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - 就労移行支援事業等の推進による障害のある人の福祉施設から一般就労への移行
 - 福祉施設における雇用の場の拡大
- 5 **【新規】** 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
 - 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう人材育成等を通じた支援体制の整備
- 6 **【新規】** 依存症対策の推進
 - アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する誤解及び偏見の解消
 - 関係機関や医療機関と連携した啓発や相談等
 - 自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援など、地域の関係機関の密接な連携による依存症である者及びその家族に対する支援の充実

② 相談支援の提供体制

1 相談支援体制の構築

- 障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制の確保
- サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- 計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保

3 発達障害児者等に対する支援

- 相談体制の充実、発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

4 協議会の設置等

- 関係機関、関係団体、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者などから構成される協議会の設置、活用

③ 障害児支援の提供体制

1 地域支援体制の構築

- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できる地域における支援体制の整備

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 子育て支援施策との緊密な連携

3 地域社会への参加・包容の推進

- 育ちの場での支援に協力できるような体制の構築
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- 重症心身障害児、医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児、及び虐待を受けた障害児等、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

5 障害児相談支援の提供体制の確保

- 乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供できる相談支援の整備

3 障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練等を利用することで、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等に移行する人を見込み、その上で、令和5年度（2023年度）末における地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定することとされています。

【国が定める目標値】

- 地域生活への移行者数：令和元年度（2019年度）末入所者数の**6%**以上
- 施設入所者数：令和元年度（2019年度）末の**1.6%**以上削減

【大阪府の考え方】

●地域生活への移行者数

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

●施設入所者の削減数

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。なお、新たに施設へ入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者など真に施設入所支援が必要な場合を検討し、その検討結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

【本市の考え方】

●地域生活への移行者数

国及び大阪府の方針に基づき、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者69人の6%である5人が地域生活へ移行することを目標として設定します。

●施設入所者の削減数

施設入所者数の削減に関しては、令和5年度末までに令和元年度時点の施設入所者の1.6%である1人を削減することとして目標として設定します。

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度
施設入所者数	69人

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
地域生活移行者数	0人	5人
施設入所者数の削減人数	-2人	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：316 日以上
- 精神病床における一年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率
入院後三か月時点 69%以上、入院後六か月時点 86%以上、入院後一年時点 92%以上

【大阪府の考え方】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 精神病床における一年以上長期入院患者数
大阪府の目標値の長期入院患者数 8,688 人に対し、市町村に按分した数値を下限として、目標値を設定されたい。なお、目標値の設定にあたっては、65 歳以上と 65 歳未満は区別しないこととする。
- 精神病床における早期退院率
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、目標値を設定します。

【本市の実績と目標値】

●精神病床における入院患者の地域移行

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)	
精神病床における1年以上の長期入院患者数	103 人	98 人	
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数)	2人	1人	1人
項目	入院後三か月後	入院後六か月後	入院後一年後
精神病床における早期退院率	69%以上	86%以上	92%以上

【関連する活動指標】

●保健、医療・福祉関係者による協議の場

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
協議の場の設置	1箇所	1箇所
開催回数	0回	1回
参加人数	0人	各1人以上
目標設定及び評価の実施回数	0回	1回

●精神障害者のサービス利用者数

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
地域移行支援の利用者数	1人	2人
地域定着支援の利用者数	1人	2人
共同生活援助の利用者数	13人	23人
自立生活援助の利用者数	0人	2人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実【継続・追加】

【国が定める目標値】

●各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ 年1回以上運用状況を検証、検討

【大阪府の考え方】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村もしくは圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づきますが、既に本市では地域生活支援拠点等の面的な整備を行っており、令和5年度には機能強化を図ることを目標とし、また、毎年1回以上、運用状況の検証・検討を行います。

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
地域生活支援拠点等の整備	面的整備(1箇所)	機能強化

【関連する活動指標】

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	0回/年	1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍
(うち移行支援事業：1.3 倍 就労 A 型：1.26 倍 就労 B 型 1.23 倍)
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち 7 割以上の利用者
- 就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上

【大阪府の考え方】

- 一般就労への移行者数
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業利用者
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額
大阪府では、個々の就労継続支援 B 型事業所の工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見を踏まえて、目標値を令和 3 年 2 月に設定予定である。
市町村においては、就労継続支援 B 型事業所の位置付けを十分に踏まえつつ、大阪府が提供する市町村単位での令和 5 年度の就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額の見込みを参考とするとともに、令和元年度の工賃の平均額の実績よりも令和 5 年度の工賃の平均額が向上するよう目標値を設定されたい。

【本市の考え方】

- 一般就労への移行者数
一般就労の移行者数を令和元年度の 1.27 倍である 5 人を目標として設定し、その内訳として就労移行支援で 2 人、就労継続支援 B 型で 3 人を目標値として定めます。
- 就労定着支援事業利用者
令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用者であることを目標に定めます。
- 就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所
就労定着支援事業の就労定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目標に定めます。
- 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額
大阪府が個々の就労継続支援 (B 型) 事業所において設定した金額を目標に定めます。

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
一般就労への移行者数	3人	5人
就労移行支援事業	1人	2人
就労継続支援A型	0人	0人
就労継続支援B型	2人	3人
一般就労移行者における就労定着支援利用者割合	—	7割以上
就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所	—	7割以上
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	10,037 円	11,001 円

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

【国が定める目標値】

- 障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み

【大阪府の考え方】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言と相談支援事業者の人材育成の支援について、件数の見込量を算定する。地域の相談機関との連携強化の取組について、実施回数を見込みを活動指標として設定する。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、令和5年度までに基幹相談支援センターを設置することを目標とします。また、活動指標として、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成の支援と相談機関との連携強化の取組をそれぞれ年間1回実施することを定めます。

【本市の実績と目標値】

項目	令和5年度(目標値)
基幹相談支援センターの設置	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回/年

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

【国が定める目標値】

- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
 - ・事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

【大阪府の考え方】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の適正な実施などにより運営基準等の遵守させることにより、事業所等のサービス等の質の向上させるため、令和5年度末までに以下の事項を目標として設定することを基本とする。

○大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う

○大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する

○大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する

市町村においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努められたい。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、大阪府が実施する研修への参加及び障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有を活動指標として定めます。

項目		令和5年度(目標値)
大阪府の実施する研修への市職員の参加人数		1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有
	年間実施回数	1回/年
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有無	有
	回数	1回

(7) 発達障害者等に対する支援【新規（活動指標のみ）】

【国が定める目標値】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

【大阪府の考え方】

市町村はペアレントトレーニングやペアレントプログラム等のプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、下記の通りそれぞれ年度ごとに見込量を算出する。

なお、ペアレントメンターについては、大阪府がペアレントメンターを養成し、市町村（指定都市を除く）が開催する講演会などにペアレントメンターを派遣してきたことを踏まえ、ペアレントメンターの人数の見込量を算出する。なお、市町村において、独自にペアレントメンターを養成することが必要と認める場合には、そのペアレントメンターの人数の見込量を算出する。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、支援プログラム等の受講者を活動指標として定めます。

ペアレントメンター及びピアサポート活動に関しては、大阪府が主として取組を進めるため、本市においては、大阪府と連携し、協働して取り組みます。

項目	令和5年度(目標値)
支援プログラム等の受講者数	10人
ペアレントメンターの人数	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人

4 障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等【継続・新規】

【国が定める目標値】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【大阪府の考え方】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制
国の基本指針に沿った目標設定とし、市町村（圏域でも可）が令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和5年度末までに、全ての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに大阪府と市町村（圏域でも可）がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。

【本市の考え方】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制
本市においては、すでに南河内北圏域（羽曳野市・藤井寺市・松原市）に児童発達支援センターが整備されています。また、保育所等訪問支援についても、1か所以上のサービス提供事業所が存在し、サービス利用できる体制が整っています。そのため、児童発達支援センターについて、運営団体との連携による支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援のさらなる利用促進に向けたサービス提供体制の充実に努めます。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス
大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づき、目標数値を設定します。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
本市においては、すでに協議の場を設置済みであり、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
児童発達支援センターの設置	南河内北圏域で1箇所	南河内北圏域で1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制	1箇所	体制の充実
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	1箇所	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	1箇所

【関連する活動指標】

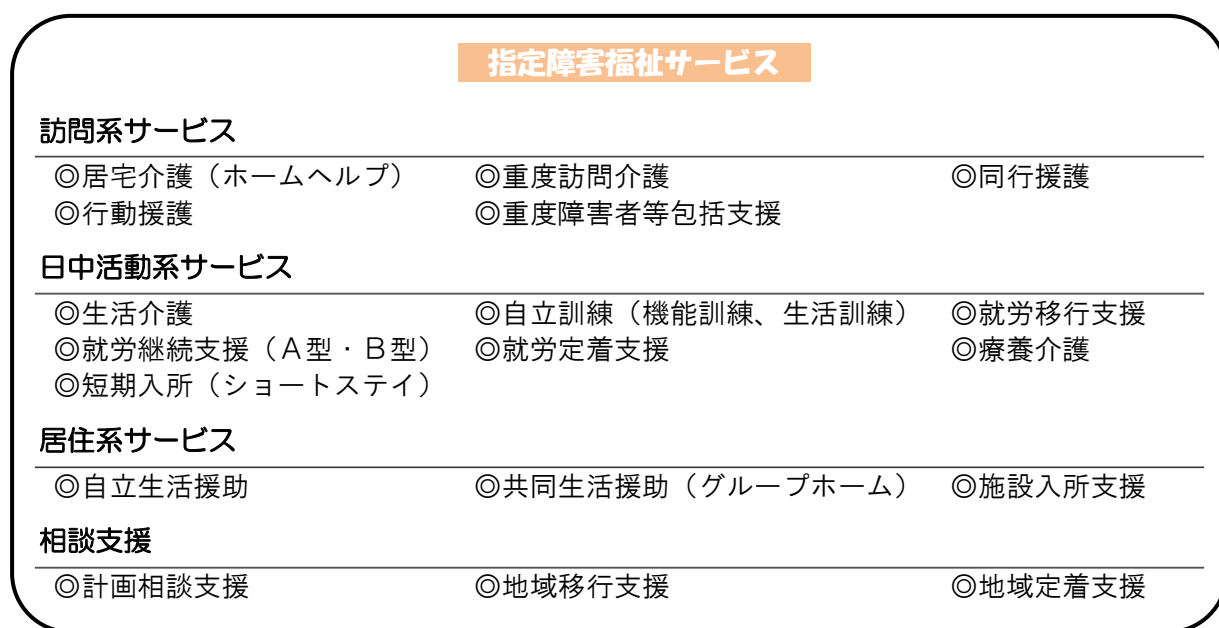
項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人

第6章 障害福祉サービス等の推進

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「指定障害福祉サービス（自立支援給付）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

障害児通所支援等については、改定された児童福祉法に基づき実施していきます。



障害者・障害児

地域生活支援事業

必須事業

- | | |
|--------------|---------------|
| ◎理解促進研修・啓発事業 | ◎自発的活動支援事業 |
| ◎相談支援事業 | ◎成年後見制度支援事業 |
| ◎意思疎通支援事業 | ◎日常生活用具給付等事業 |
| ◎移動支援事業 | ◎地域活動支援センター事業 |

任意事業

- ◎日中一時支援事業

児童福祉法に規定するサービス

障害児通所支援

- ◎児童発達支援
- ◎医療型児童発達支援
- ◎放課後等デイサービス
- ◎保育所等訪問支援
- ◎居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

- ◎障害児相談支援

1 障害福祉サービス

平成 30 年度（2018 年度）及び令和元年度（2019 年度）における利用実績等（利用者数・利用時間）及び、障害ごとの障害者数の推移に基づき、利用者一人あたりの平均利用時間・日数を求め、サービス見込量を算出しています。

（1）訪問系サービス

① 居宅介護

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【1 か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	107	109	108	111	113	115
	知的	38	36	35	36	36	36
	精神	74	77	72	79	81	83
	障害児	6	8	5	8	8	8
	難病	3	2	3	2	2	2
	合計	228	232	223	236	240	244
量の見込み [時間/月]	身体	3,386	3,315	3,360	3,376	3,437	3,497
	知的	342	276	231	276	276	276
	精神	986	905	677	929	952	976
	障害児	114	140	74	140	140	140
	難病	50	49	79	49	49	49
	合計	4,878	4,685	4,421	4,770	4,854	4,938

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由か重度の行動障害を有する人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	5	4	4	4	4	4
	知的	3	2	2	2	2	2
	精神	0	0	0	-	-	-
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	8	6	6	6	6	6
量の見込み [時間/月]	身体	512	430	383	430	430	430
	知的	334	438	492	438	438	438
	精神	0	0	0	-	-	-
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	846	868	875	868	868	868

③ 同行援護

移動には著しい困難がある視覚障害のある人に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	31	27	22	27	27	27
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	31	27	22	27	27	27
量の見込み [時間/月]	身体	858	726	472	726	726	726
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	858	726	472	726	726	726

④ 行動援護

行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	知的	17	18	15	18	18	18
	精神	0	0	0	-	-	-
	障害児	1	0	3	3	3	3
	合計	18	18	18	21	21	21
量の見込み [時間/月]	知的	829	855	690	855	855	855
	精神	0	0	0	-	-	-
	障害児	24	0	147	147	147	147
	合計	853	855	837	1,002	1,002	1,002

⑤ 重度障害者包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 短期入所・日中活動系サービス

① 短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、介護できない場合など夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	27	30	24	30	30	30
	知的	47	53	34	53	53	53
	精神	0	1	0	1	1	1
	障害児	7	8	5	8	8	8
	合計	81	92	63	92	92	92
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	254	249	160	249	249	249
	知的	321	380	214	380	380	380
	精神	0	1	0	1	1	1
	障害児	30	37	21	37	37	37
	合計	605	667	395	667	667	667

② 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	102	108	106	108	108	108
	知的	199	199	204	202	205	208
	精神	3	5	4	7	9	11
	合計	304	312	314	317	322	327
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	1,900	1,990	1,972	1,990	1,990	1,990
	知的	3,959	3,954	4,075	4,022	4,091	4,162
	精神	37	43	33	60	77	95
	合計	5,896	5,987	6,080	6,072	6,158	6,247

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	1	1	0	1	1	1
	知的	2	4	9	7	11	18
	精神	2	2	2	2	2	2
	合計	5	7	11	10	14	21
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	12	11	0	11	11	11
	知的	31	73	184	128	201	329
	精神	31	38	34	38	38	38
	合計	74	122	218	177	250	378

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	1	1	3	3	3	3
	知的	17	18	16	20	23	26
	精神	24	21	16	21	21	21
	合計	42	40	35	44	47	50
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	18	20	45	45	45	45
	知的	308	314	275	349	401	454
	精神	389	365	284	365	365	365
	合計	715	699	604	759	811	864

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が困難な人を対象として、利用者が就労支援事業所と雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	9	7	6	7	7	7
	知的	20	20	19	20	20	20
	精神	32	29	29	29	29	29
	合計	61	56	54	56	56	56
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	173	135	119	135	135	135
	知的	396	386	376	386	386	386
	精神	539	485	486	485	485	485
	合計	1,108	1,006	981	1,006	1,006	1,006

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	31	30	31	32	33	35
	知的	83	84	86	88	90	92
	精神	39	50	58	59	62	65
	合計	153	164	175	179	185	192
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	547	531	553	566	584	620
	知的	1,586	1,613	1,636	1,690	1,728	1,767
	精神	458	635	775	749	787	826
	合計	2,591	2,779	2,964	3,005	3,099	3,213

⑦ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	合計	20	17	18	18	18	18

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	-	-	-
	知的	1	1	1	1	1	1
	精神	3	7	10	10	13	16
	合計	4	8	11	11	14	17

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	21	24	25	25	26	27
	知的	96	104	113	128	133	138
	精神	10	13	15	17	20	23
	合計	127	141	153	170	179	188

② 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	27	27	27	27	27	27
	知的	43	40	40	40	40	39
	精神	1	0	0	1	1	1
	合計	71	67	67	68	68	67

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うなど適切な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	-	-	-
	知的	0	0	0	0	1	1
	精神	0	0	0	1	1	2
	合計	0	0	0	1	2	3

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害のある人に対し、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	40	42	33	42	44	46
	知的	68	70	79	79	85	91
	精神	35	41	32	41	47	53
	障害児	0	0	0	-	-	-
	合計	143	153	144	162	176	190

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他適切な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	-	-	-
	知的	0	0	0	-	-	-
	精神	1	1	0	1	1	2
	合計	1	1	0	1	1	2

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他必要な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	-	-	-
	知的	2	3	3	4	4	5
	精神	1	1	0	1	2	2
	合計	3	4	3	5	6	7

2 障害児支援

平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用実績に基づき、基本的には利用が今後も増加することを見込みます。

（1）障害児通所支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	93	111	94	132	158	189
延べ利用日数 [人日分/月]	1,141	1,252	1,048	1,374	1,508	1,655

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障害のある児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。本市においては、利用実績がないため、今後はニーズに応じて対応を検討します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	0	0	0	-	-	-
延べ利用日数 [人日分/月]	0	0	0	-	-	-

③ 放課後等デイサービス

就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練など必要な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	203	257	260	283	312	344
延べ利用日数 [人日分/月]	3,010	3,781	3,814	4,133	4,518	4,939

④ 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、認定こども園、学校等に通う障害のある児童に対して、その施設を訪問し、障害のない児童との集団生活に適應するための専門的な支援などを行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	7	6	3	6	6	7
利用回数 [回/月]	7	6	3	6	6	7

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

本市においては、利用実績がないため、今後はニーズに応じて対応を検討します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用回数 [回/月]	0	0	0	-	-	-

(2) 障害児相談支援

障害児福祉サービスを利用する障害のある児童に対し、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	47	56	45	61	66	71

3 地域生活支援事業

これまでの利用実績等や国・大阪府の基本的な考え方のもとにサービス見込量を算出します。

① 相談支援事業

障害のある人や家族の相談等に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化等に努めるとともに、地域自立支援協議会を充実・強化すること等により関係機関との連携強化を図り、困難事例や権利擁護、地域移行への対応等、総合的な相談員に努めます。

《障害者相談支援事業》

障害のある人や家族等を対象とする相談事業を実施し、障害のある人の地域における生活を総合的に支援します。

《基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置されたものであり、専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、関係機関との連携強化、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組みの実施など、相談支援機能の強化を図ります。

《住宅入居等支援事業（居住サポート事業）》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	力所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	無	有	有	有

③ 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がいない場合などは、市長が申立者となり後見等開始の審判の申し立てを行う制度です。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度 利用支援事業	人	2	2	2	2	3	3
	実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を準備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図るものです。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、資格その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、ろうあ者福祉指導員の配置と生活相談事業の実施、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	実利用件数 [件/年]	483	663	483	670	670	670
	実利用時間 [時間/年]	1,280	768	1,280	800	800	800
要約筆記者派遣事業	実利用件数 [件/年]	61	69	61	70	70	70
	実利用時間 [時間/年]	154	153	154	160	160	160
手話通訳者設置事業	実設置数 [か所]	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数 [人/年]	36	30	0	30	30	30

⑦ 日常生活用具給付事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件/年	6	9	5	10	10	10
自立生活支援用具	件/年	43	27	19	25	25	25
在宅療養等支援用具	件/年	19	20	15	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件/年	27	30	17	25	25	25
排せつ管理支援用具	件/年	2,926	3,048	3,135	3,200	3,250	3,300
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	5	6	0	5	5	5

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	69	58	36	58	58	58
	知的	179	176	148	176	176	176
	精神	22	26	20	26	26	26
	障害児	22	25	14	25	25	25
	合計	292	285	218	285	285	285
量の見込み [時間/月]	身体	15,482	13,274	6,922	13,274	13,274	13,274
	知的	42,623	42,575	29,248	42,575	42,575	42,575
	精神	1,470	1,956	1,245	1,956	1,956	1,956
	障害児	10,737	9,738	4,889	9,738	9,738	9,738
	合計	70,312	67,543	42,304	67,543	67,543	67,543

⑨ 地域活動支援センター

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。

【年間の事業見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置箇所数[力所]	3	3	3	3	未定	未定
実利用者数[人/年]	68	68	70	70	未定	未定

第7章 計画の推進体制の確立

1 庁内連携・関係機関との連携・協力

国や大阪府と連携して本計画を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備など国や府レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

2 地域連携の強化

本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、市民や民間企業・事業所等の理解や協力と障害のある人自身の積極的な参加が必要です。

障害のある人の地域における自立した生活を支援していくためには、中心とした関係機関・団体との連携は必要不可欠なものです。

3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係機関と協議します。さらに、社会状況の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、PDCAサイクルに基づき、年に1回各施策について評価を行い、効果的な計画となるよう見直しについて検討します。

また、当事者を含む障害者関係団体との意見交換の場を設置するなど、障害児者の現状・ニーズについて把握するよう努めます。

資料編